平成27年労第410号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB工業において塗装工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、C外壁塗装工事現場において外壁塗装作業中に足場から転落し、負傷した(以下「本件災害」という。)。

請求人は、本件災害同日、D病院に受診し「頭部挫創、両肘脱臼骨折、右肘頭骨折、両橈骨頭骨折」等と診断され、入院加療となった。また、請求人は同年〇月〇日、E病院に受診し、入院加療となり、両医療機関における療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として評価すべきは、請求人の自訴及び医学意見から判断して両肘関節及び両前腕の機能障害と両肘関節部の神経症状であると認められる。

なお、両肘部に線状痕が認められるものの、これらが障害等級に該当するもの と認められないことは明らかである。

(1) 両肘関節の機能障害

請求人は、本件災害により両肘を受傷していることから、肘関節の可動域の制限の程度は、参考可動域角度(屈曲145度、伸展5度の150度)との比較により評価することとなる。

ア 右肘関節の可動域角度は、障害補償給付支給請求書裏面診断書に記載されたF医師の測定結果によれば、屈曲120度、伸展-35度の85度、また、上肢運動範囲測定表に記載された監督署担当官の測定結果によれば、屈曲110度、伸展-30度の80度とされており、参考可動域角度の1/2以下には制限されていないものの3/4以下に制限されていることから、右肘関節は、「1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の6)に該当するものと認められる。

イ 左肘関節の可動域角度は、同様にF医師の測定結果(屈曲140度、伸展 0度の140度)、監督署担当官の測定結果(屈曲135度、伸展0度の1 35度)とも参考可動域角度の3/4以下に制限されているものとは認めら れないことから、左肘関節に障害等級に該当する機能障害が残存しているも のとは認められない。

(2) 両前腕の機能障害

上記(1)と同様に、前腕の可動域の制限の程度も、参考可動域角度(回内90度、回外90度の180度)との比較により評価することとなる。

- ア 右前腕の回内・回外の可動域角度は、F医師の測定結果(回内50度、回外60度の110度)、監督署担当官の測定結果(回内50度、回外60度の110度)とも参考可動域角度の1/2以下に制限されているものとは認められないことから、右前腕に障害等級に該当する機能障害が残存しているものとは認められない。
- イ 左前腕の回内・回外の可動域角度は、F医師の測定結果(回内80度、回外90度の170度)、監督署担当官の測定結果(回内90度、回外90度の180度)とも参考可動域角度の1/2以下に制限されているものとは認められないことから、左前腕に障害等級に該当する機能障害が残存しているものとは認められない。

(3) 両肘関節部の神経症状

- ア 右肘関節部の神経症状について、F医師は、障害補償給付支給請求書裏面診断書に何ら記載していないが、「右肘を動かすと、動かす方向によってズキッとした痛みがある。」、「何もしていない状態では、痛みはそれほど強くはない。」等の請求人の自訴を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、右肘関節に残存する神経症状は、「局部に神経症状を残すもの(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。
- イ 左肘関節部の神経症状について、同様にF医師は、障害補償給付支給請求 書裏面診断書に何ら記載していないが、「(左肘は、)痛みもほとんどない。」 との請求人の自訴を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のと おり、障害等級に該当する神経症状が残存するものとは認められないと判断 する。

- (4)上記(1)ないし(3)のとおり、請求人には右肘関節の機能障害(障害等級第12級の6)と同部の神経症状(障害等級第14級の9)が残存しているものと認められるが、当該機能障害と神経症状は通常派生する関係にあることから、いずれか上位の等級をもって認定することとなり、請求人に残存する障害は、障害等級第12級となる。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応 ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は ない。

よって主文のとおり裁決する。